

令和5年度 第3回宮崎県感染症対策審議会
議事概要

1 開催日時

令和5年11月7日（火） 午後3時30分から午後5時まで

2 開催場所

県庁防災庁舎4階43・44号室

3 出席者

(1) 委員

山内 いくとく、山中 篤志、吉田 建世、宮崎 泰可、又木 真由美、
野村 美智子、藤本 洋子、本田 憲一、末吉 益雄、奥村 昌美

(2) 事務局

川北 正文、和田 陽市、坂本 三智代、渡辺 智裕、その他担当職員

4 議事

(1) 開会

(2) 福祉保健部長あいさつ

(3) 審議事項

○ 宮崎県感染症予防計画の素案について

坂本感染症対策課長から資料1～4に従い、説明を行った。
説明後、次のような質問があった。

会長

医療機関の不安軽減のための協議の場の設定に関する取組について、実施主体など、より具体的に記載した方がよいのではないかと。

事務局

新たな感染症危機発生時には、国立健康危機管理研究機構や、厚生労働省、内閣感染症危機管理統括庁から提供される最新の知見や情報を共有する場を県が設ける。また、初期対応を担っていただく感染症指定医療機関での対応事例等を共有する場も必要だと考えている。オンライン会議等のシステムを活用し、情報共有の場を設けたい。

○ 宮崎県感染症予防計画において設定する数値目標について

坂本感染症対策課長から資料5～7に従い、説明を行った。
説明後、次のような質問があった。

委員

素案について、関係各所からの意見・要望を踏まえて、よくまとめていただいた。宿泊施設について、コロナ対応の経験を踏まえ、協定締結に当たり、療養環境について事前に調べておくとよいと思う。

委員	学校における感染対策も重要である。
事務局	学校現場での感染対策についても非常に重要であり、教育委員会や市町村等と連携しながら、しっかりと対策を講じていきたい。例えば、症状が出た場合に、学校に申し出て速やかに休んでいただくことの徹底、平時から家庭内で感染対策に取り組んでいただくことなど、周知を図ってまいりたい。
委員	コロナ対応時には、感染未発生の学校も含め一斉休校となり、社会経済活動への影響が大きかった。新たな感染症危機に備え、教育委員会等ともしっかり連携しながら、休校等の措置についてどこが主体となって取り組むのか整理しておく必要がある。子どもが罹患し、保護者が仕事を休まなければならない場合の休業補償など、社会経済活動に関する観点も必要ではないか。
事務局	本計画は、感染症法に基づき、感染対策に主眼を置いた内容となっているが、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県行動計画において、令和6年夏頃に示される国行動計画を踏まえながら検討していく。
委員	本計画数値目標について、エボラなどの感染症についても想定して設定しているのか。医療機関等との協定締結について、コロナ対応を踏まえて実行力を担保するため、強力なインセンティブまたはペナルティが必要ではないか。資料7に医師養成についても記載があるが、感染症専門医の養成のことを指しているのか。
事務局	目標設定等に当たっては、国の方針に基づき、コロナ対応を念頭に、新型インフル等を想定している。計画の実行性を高めるためにも、最新の知見や情報等を協定締結医療機関に共有する仕組みが必要だと考えている。また、平時から医療機関等との連携体制、信頼関係をしっかりと構築し、取組を進めていくことが重要である。医師養成について、本県の課題である医師不足解消のため、まずは医師全体の数を確保していく必要がある。また、感染症に対応できる医師を増やすため、感染症専門医や認定看護師、感染症指定医療機関の協力をいただきながら、研修開催等が必要である。
会長	本計画や協定の実効性を高めるためには、感染症に対応できる医師がリーダーシップをとって感染対策に取り組むことが重要であり、各地域で要となる感染症専門医が必要である。感染症に対応できる医師を増やすための取組として、例えば、大学での感染症専攻単位の取得に係る支援等があれば、大学としても学生への呼びかけなどの協力ができる。

事務局	感染症専門医は全国的に不足しており、感染症指定医療機関でも感染症専門医が少ない状況にある。少人数でどのように対応していくかということも考える必要がある。計画策定とあわせて、現場の課題解決にも取り組んで行く必要がある。
委員	コロナ対応時において、テレビ等で感染症専門医の方の見解が異なり混乱するケースもあったが、どなたかのリーダーシップの下、感染対策の方向性を統一する必要があるのではないか。
委員	コロナ対応時には、対策協議会や感染症指定医療機関と県が連携しながら対策に取り組んでいた。実働面でも、新型コロナ調整本部において、感染症専門医や統括DMATの方を中心に、関係機関間が連携しながら対応していたところである。
事務局	コロナ発生前は、年に1回の頻度で感染症指定医療機関との意見交換を行っていたが、新たな感染症危機に備え、今後も感染症専門医の先生方と意見交換をする場が必要である。
委員	県内に52名の感染症認定看護師がいるが、県央部に偏在している課題がある。認定看護師資格取得へのインセンティブ等も必要である。
委員	コロナ対応を踏まえ、新たな感染症危機発生時の学校の役割・取組について、さらに具体的に示していただくとともに、適時適切な情報提供に努めていただきたい。また、コロナ対応時、教育現場では、休む生徒がいると、他の保護者からコロナ罹患ではないかと詮索されるなど、差別に繋がりがかねない実情もあった。新たな感染症危機発生時には、感染症患者等の人権の尊重が重要である。
委員	コロナ対応時には、初期において解熱鎮痛薬や顆粒剤が不足し対応に苦慮した。現在、コロナ治療薬の余剰分を抱えている薬局もある。新たな感染症危機に備え、医薬品の備蓄・供給体制を確保する必要がある。また、感染制御専門薬剤師が在籍している病院もあるため、WEB等により人材を活用いただきたい。薬剤師会としても当薬剤師の活用について協力できると考えている。
事務局	タミフル等のインフルエンザ治療薬については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県行動計画に沿って備蓄しており、解熱鎮痛剤等のその他の医薬品の備蓄等については、新たな感染症危機発生時の国の方針を踏まえ、関係機関と連携しながら必要な調整に努めるとともに、県民に対し、自宅療養に備えた備蓄を呼びかけてまいりたい。
会長	学会からの支援を得て、鹿児島県、熊本県と共に、南九州ブロックで感染症に関する研究・勉強会を立ち上げた。薬剤師、医師等の感染症対応に携わる職種の方を集め、定期的を開催していきたいと考えて

	おり、薬剤師の皆さまにもぜひ参加いただきたい。
委員	感染症対応人材の育成を図る上で、研修に加え、訓練も行っていたきたい。実際に自ら行動することで、より知識が身につくと考ええる。また、新型コロナ対応を念頭に計画を策定しているが、想定を上回る病原性等を有した新興感染症への備えも必要である。家畜の感染症について、豚の感染症が犬にも感染するという報告があり、犬に感染した場合に狂犬病に似た症状が出るとのことである。このような感染症が国内で発生した場合、感染した家畜と接触した人に対し、48時間以内にワクチン接種を行う必要があるが、こうした事態を想定した訓練は国内では数十年行っていないと思う。改めて対応を確認しておく必要がある。
事務局	想定外の事態が起こりうることも十分念頭に置いた上で、健康危機発生時には、その都度適切に情報収集及び現状分析を行い、対応を変更してまいりたい。

その他の意見等はなく、案のとおり承認された。

(4) 報告事項

○ 今後のスケジュールについて

坂本感染症対策課長から資料8に従い、説明を行った。

(5) その他

委員

鳥インフルエンザの予防ワクチンについて、10月1日からフランスが使い始めたとのことである。当ワクチンの使用については、東南アジアの一部では実績があるが、先進国では初めてとなるため情報を共有する。

以上